

ずい道等の覆工作業主任者技能講習のご案内

ずい道等の掘削の作業又は覆工の作業を行うときは、事業者は労働安全衛生法の規定に基づき、『ずい道等の掘削の作業又は覆工の作業主任者技能講習』を修了した者の中から作業主任者を選任しその者に当該作業の作業指揮、監視等の職務を行わせるよう義務付けられています。

つきましては、標記の技能講習を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお本講習は、全国土木施工管理技士会のCPDSの学習プログラムの申請を行い、その認定を得ております。ただし、一部免除者はユニット数が異なりますのでご了承願います。

記

1 講習日時及び場所

日	時	場 所
令和4年 6月 23日(木)	8時50分 ~ 17時00分	大分職業訓練センター 【 大分市下宗方古川1035-1 】
24日(金)	8時50分 ~ 17時00分	

2 定 員

20名

3 受講資格

- (2) 覆工関係 …ずい道等の覆工作業（ずい道型枠支保工の組立て、解体、移動又はこれに伴うコンクリートの打設）に満18才になってから3年以上従事した経験を有する方
- (3) 大学、高等専門学校又は高等学校において土木、建築、農業土木又は採鉱に関する学科を専攻して卒業した方（卒業証明書等の写しを添付）は、(1)又は(2)の作業に各2年以上従事した経験で受講できます

4 受講料

- 全科目受講者 12,100円（内テキスト代 2,200円）
- 一部免除者 8,800円（内テキスト代 2,200円）

※ 職業能力開発促進法施行規則のうち、採鉱科又は土木科の訓練を修了した者については講習科目の一部免除を受けることができますので、その詳細については建設業労働災害防止協会大分県支部に照会して下さい。

受講料及びテキスト代は、消費税込(10%)の金額です。

5 講習内容

日 程	1 日 目		2 日 目		
科 目	作業の方法に関する知識	工事用設備・機械器具、作業環境等に関する知識	作業者に対する教育等に関する知識	関係法令	修了試験
時 間	8:50~15:50	16:00~17:00	8:50~12:00	12:45~14:15	14:20~15:50 16:00~17:00

6 申込方法

(1)	証明写真（3.0cm×2.4cm・6か月以内に撮影したもの）を貼付した申込書と受講料を添えて、建設業労働災害防止協会大分県支部又は建設業協会支部（建災防分会）にお申込み下さい。 申込方法は窓口持参と郵送があります。郵送の場合は、受講票送付用として、84円切手を貼った返信用封筒（宛名を記入）を同封して下さい。ホームページに詳細を記載しております。
(2)	個人情報保護法により、修了証は直接本人に郵送します。簡易書留郵送用の404円切手を貼付した修了証送付用小形定形封筒（本人宛の宛先を記入）を添えてお申込み下さい。

◎ 申込者が定員に達したときは締切ります。

申込後の取消・欠席は、受講料をお返しいたしません。ただし、受講者の交代は出来ます。

◎ 所定時間に遅刻・早退した方には、修了証を交付しません。早めに来て講習前に受付を済ませて下さい。

◎ CPDSを希望される方は、運転免許証等のご本人確認ができるもの（顔写真付）をご持参下さい。

◎ 技能講習については、録画等による実施状況の記録を行いますのでご了承願います。

◎ お弁当の販売はありませんので、各自でご準備下さい。

◆照会先 建設業労働災害防止協会 大分県支部（略称：建災防）

〒870-0045 大分市城崎町 3丁目3-41

TEL 097(538)0745

FAX 097(538)0323

《ホームページ》 <http://www.kensaibo-oita.com/>